

9 申請書記入例

様式第二十五号の十一は、3つの用途があります。したがって、不要なものを線で消してください。

- ① 経営規模等評価申請書
- ② 経営規模等評価再審査申立書
- ③ 総合評定値請求書

① 経営規模等評価申請書

経営規模等評価（X Z W）の申請を行います。

② 経営規模等評価再審査申立書

経営規模等評価の結果について異議がある場合、経営規模等評価を行った行政庁に対して、再審査の申立を行います（**結果の通知を受けた日から30日以内**）。

ただし、**申請者の記入漏れや記入誤り、申請者の責任に帰する案件については審査申し立ての対象とはなりません**ので、申請時には書類の記載事項等を十分確認してから提出してください。

また、経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合において、改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けている時は、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る）の申立てを行うことができます（**改正の日から120日以内**）。

③ 総合評定値請求

経営規模等評価（X Z W）と経営状況分析（Y）の結果を合わせて算出した総合評定値（P）の請求を行います。

ここでは、標準的な記入例（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）を記載していますので、**特殊な決算期の申請、合併や会社分割等に伴う申請、再審査の申立て等**に際しては、事前に「建設・技術課」までご相談ください。

20001

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

申請日は、本審査申請の日

平成 27 年 4 月 15 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の26の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

unnecessary items are deleted

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
佐賀県 知事 様

佐賀市城内1-1-59
佐賀コーポレーション株式会社
代表取締役 佐賀 太郎

代表者印

印

行政庁側記入欄	行政庁記入欄のため記入しないこと		請求年月日	土木事務所コード 整理番号	
申請年月日	01	平成	01	年	01
申請時番号	02	大臣	04	知事	01
前回の申請時番号	03	大臣	01	知事	01
審査基準日	04	平成	27	年	01
申請等の区分	05	1	総合評定値(P)を希望する場合は「1」を記入すること		
処理の区分	06	00	左2ケタに審査対象年度の該当区分を記入し、右2ケタに記載要領の別表(2)のいずれかに該当すれば、そのコードを記入する		
法人又は個人の別	07	1	株式会社には資本金額を、それ以外の法人には出資総額を記入		
商号又は名称のフリガナ	08	サガコーポレーション	濁音又は半濁音は1文字で記入すること		
商号又は名称	09	佐賀コーポレーション(株)	姓と名の間は1文字余白を取ること		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	サガタロウ			
代表者又は個人の氏名	11	佐賀太郎			
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	41201	市町コード表(P20)により記載		
主たる営業所の所在地	13	城内1-1-59	「大字」「番地」等は記入しないこと。丁目、番、号は「-」(ハイフン)を用いること。		
郵便番号	14	940041	電話番号	0952-25-7153	
許可を受けている建設業	15	2221	申請時点で許可を受けている建設業のカラムに一般は「1」、特定は「2」を記入する		
経営規模等評価対象建設業	16	999	申請を希望する業種に「9」を記入する		

自己資本額

項番

1 7 3 5 10 13 (千円)

2 (1. 基準決算
2. 2期平均)

2期平均を選択する場合は、基準決算の額と直前の審査基準日の額の平均額を記入する(千円未満切捨て)

基準決算	4 0 5 0 0 0 (千円)
直前の審査基準日	4 2 0 0 0 0 (千円)

利益額 (2期平均)

1 8 3 5 10 (千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

基準決算と前期決算に係る損益計算書の営業利益を記入

審査対象事業年度	5 6 5 2 0 (千円)	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	6 3 9 2 1 (千円)
営業利益		営業利益	
減価償却実施額	2 3 2 0 (千円)	減価償却実施額	2 4 0 0 (千円)

基準決算と前期決算に係る利益額(営業利益と減価償却実施額との合計額)の平均値を記入(千円未満切捨て)

技術職員名簿で記載した人数を記入

技術職員数

1 9 3 5 (人)

経営状況分析結果通知書の減価償却実施額又は、
・法人にあっては、法人税申告書別表16(1)~(8)の減価償却損金算入額の合計値を
・個人にあっては、確定申告書の「収支内訳書」又は「所得税青色申告決算書」の減価償却額を記入

登録経営状況分析機関番号

2 0 3 5 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称
一般財団法人建設業情報管理センター

登録経営状況分析機関の登録番号と機関の名称を記入(P11参照)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書の作成者について記入

連絡先

所属等 総務部 氏名 佐賀 二郎 電話番号 0952-25-7153

ファックス番号 0952-25-7317

様式第二十五の十一の記入例

項番(01) 行政庁記入欄のため申請者は記入を行いません。

項番(02) 申請時の許可番号を記入します。

ただし、許可年月日が複数ある場合は最も古い許可年月日を記入します。

項番(03) 前回申請時と項番(02)で記入した情報が異なる場合のみ、記入します。

項番(04) 「審査基準日（申請時の直前の事業年度終了日）」を記入します。また、新設業者で決算期が未到来の場合は、個人にあっては開業日、法人にあっては会社設立日が審査基準日となります。

項番(05) 今回の申請の種類に該当するコードを記入します。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番(06) 今回の申請に関する処理の種類を記入します。

《左欄》

コード	処理の種類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 特例有限会社から株式会社への組織変更に伴い平成19年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で平成20年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成19年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成19年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 平成19年10月1日に会社を新たに設立した場合で平成20年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 平成19年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成20年3月31日）より前の日（平成19年11月1日）に申請するとき

※決算期変更や法人成り、事業承継は該当する番号がないため、「02」を記入します。

《右欄》

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更正手続開始決定日、会社更正計画認可日、会社更正手続開始決定日から会社更正計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

※該当しない場合は、記入する必要ありません。

項番(07)「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合は記入を要しません。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

項番(08)「商号又は名称」のフリガナを記入します。また、濁音又は半濁音を表す文字については、「ギ」や「パ」のように1文字として扱います。

項番(09)「商号又は名称」を記入します。また、法人の種類については略号を用いて記入します。

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

項番(10)「代表者又は個人の氏名」のフリガナを記入します。また、姓の名の間に1カラム空け、濁音又は半濁音を表す文字については、「ギ」や「パ」のように1文字として扱います。

項番(11)「代表者又は個人の氏名」を、姓と名の間に1カラム空けて記入します。

項番(12)「主たる営業所の所在地市区町村コード」は、別表1(P20)の「市町コード」の中から該当するものを記入します。

項番(13)「主たる営業所の所在地」は、項番(12)により記入した市町コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「- (ハイフン)」を用いて記入します。

項番(14)「電話番号」を、市外局番から「- (ハイフン)」を用いて左詰めで記入します。

項番(15)「許可を受けている建設業」の全てを、一般建設業は「1」、特定建設業は「2」で記入します。

項番(16) 今回、経営規模等評価申請を行う対象業種に「9」を記入します。

項番(17)「自己資本の額」を千円未満の端数を切り捨てて記入します。

また、直前の審査基準日と2期平均を行う場合は、審査対象に「2」を記入し、直前の審査基準日の額も記入します。

なお、2期平均を行う場合は、2年分の自己資本の額を2で除して端数を切り捨てた額となります。

項番(18)「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入します。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

なお、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨て表示することができます。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入します。

利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益 + 減価償却実施額

項番(19)「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入します。

項番(20) 経営状況分析(Y)を受けた登録機関の登録番号を「000001」のように空位のコラムにも「0」を記入し、登録機関の名称を記入する。

※登録経営状況分析機関名及び登録番号はP11を参照。

別表1 許可区分・市町・土木事務所コード表

○ 許可区分コード

00	国土交通大臣	41	佐賀県知事
----	--------	----	-------

○ 市町コード

市 町	コード	土木事務所コード	市 町	コード	土木事務所コード
佐賀市	41201	01	吉野ヶ里町	41327	08
唐津市	41202	04	基山町	41341	08
鳥栖市	41203	08	上峰町	41345	08
多久市	41204	01	みやき町	41346	08
伊万里市	41205	05	玄海町	41387	04
武雄市	41206	09	有田町	41401	05
鹿島市	41207	09	大町町	41423	09
小城市	41208	01	江北町	41424	09
嬉野市	41209	09	白石町	41425	09
神埼市	41210	08	太良町	41441	09

○ 土木事務所コード

コード	土木事務所
01	佐賀土木事務所
08	東部土木事務所
04	唐津土木事務所
05	伊万里土木事務所
09	杵藤土木事務所

課税業者は完工高を税抜きで記載し、免税業者は税込みで記載すること。

※「土木一式(010)」、「とび・土工(050)」及び「鋼構造物(110)」を申請する場合は、実績が無くても、必ず、「PC構造物工事(011)」、「法面処理工事(051)」、「鋼橋上部工事(111)」を記載すること。
【経過措置】「とび・土工(050)」又は「解体(290)」を申請する場合は、必ず「とび・土工・解体(300)」を記載すること(P25)。
なお、(011)、(051)、(111)及び(300)は、合計に含めないこと。

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高

年間平均完成工事高の算定について「2年平均」もしくは「3年平均」を選択して記入する

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 4 年 1 2 月 至 2 6 年 1 1 月	審査対象事業年度 自 2 6 年 1 2 月 至 2 7 年 1 1 月	計算基準の区分 2 (1. 2年平均) (2. 3年平均)
審査対象事業年度の 年度 2 5 年 1 2 月 ~ 2 6 年 1 1 月	審査対象事業年度の 年度 2 4 年 1 2 月 ~ 2 5 年 1 1 月		
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 5 5 0 . 6 9 3	元請完成工事高(千円) 3 3 1 . 3 0 0	完成工事高(千円) 5 8 0 0 0 0 0 0
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 6 2 7 . 5 0 0	元請完成工事高(千円) 3 7 8 . 0 0 0	完成工事高(千円) 1 2 0 0 0 0 0 0
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 3 8 2 0 0 0 0 0
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 5 0 . 1 0 5	元請完成工事高(千円) 3 3 . 0 0 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0 0 0 0
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 9 8 1 0 0 0 0 0
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 6 4 4 0	元請完成工事高(千円) 3 2 0 0	完成工事高(千円) 6 2 9 0 1 0 0 0
合計	6 4 5 6 9 8	3 9 4 8 7 0	3 8 2 0 0 0 0 0

項番16「経営規模等評価等対象建設業」記載分と一致すること(建設業種コード順に記載)

業種コード表(P24)より記入する

カラムの記入にあたっては、右詰で記入すること

「2年平均」を選択した場合は、前期の完工高を記入。「3年平均」を選択した場合は、前期と前々期の完工高の平均を記入(千円未満端数切捨て)

審査対象建設業以外の完成工事高について合計を記入する。業務委託(パトロール・公園や道路の維持管理)に係るもの、例えば保守点検、除草、伐採、剪定、清掃等は建設工事ではないので、完成工事高に含めることはできない。

審査対象業種数が5つ以上ある時は、その他工事の欄は使用せず、2枚目以降に記入すること

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

「合計」欄には、「PC構造物」・「法面処理」・「鋼橋上部」工事額及び「とび・土工・解体(経過措置)」は含めないこと

該当の有無について記入

別紙一の記入例（工事種類別完成工事高）

項番(31) 審査基準日から遡って、24ヶ月又は36ヶ月になるまでの決算期間について、「審査対象事業年度」には審査基準日の決算期間を、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」にはそれ以前の決算期間を記入します。

また、「完成工事高計算基準の区分」に「2年平均」又は「3年平均」をコードで記入します。

項番(32) 申請業種ごとに「完成工事高」と「元請完成工事高」を記入します。

また、下記の業種を申請する場合は申請業種ごとに右欄に記載の工事・項目について必ず記入してください。なお、下記右欄について実績が無くても完成工事高「0」として記入します。

コード	申請業種	コード	左記の業種を申請した場合に記入が必要となる工事・項目
010	土木一式工事	011	プレストレストコンクリート構造物工事
050	とび・土工・コンクリート工事	051	法面処理工事
		300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）
110	鋼構造物工事	111	鋼橋上部工事
290	解体工事	300	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）

○ PC（プレストレストコンクリート）構造物工事

コンクリートは圧縮に強いが引張に弱いという特性を持っています。この特性に対処すべく、加重によって生じる引張応力を減殺するため、その部分にあらかじめPC鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレスト・コンクリートといいます。「PC（プレストレストコンクリート）構造物工事」とは、主にこのプレストレスト・コンクリートを用いて橋梁等を建設する工事です。

○ 法面処理工事

道路を築造する場合には切土、盛土によって道路路面を確保することとなりますが、そのときにできた切土、盛土の法面を保護する必要が生じます。「法面処理工事」とは、主にこの法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事のことです。

○ 鋼橋上部工事

橋梁の構造は、上部構造と下部構造とで構成されますが、上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり、通行する交通の路面を形成し、その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものです。「鋼橋上部工事」とは、鋼製の橋梁舗

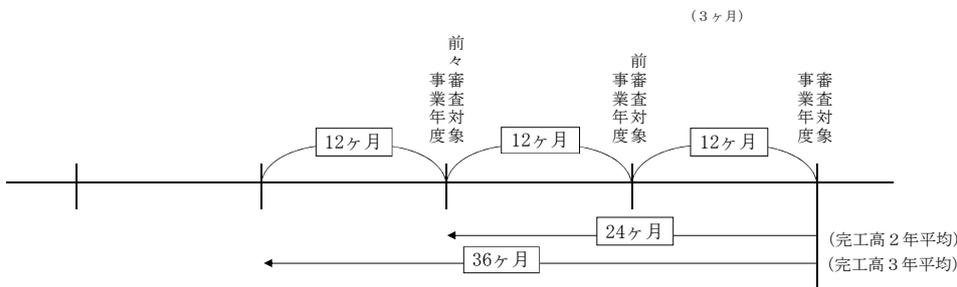
○ とび・土工・コンクリート・解体工事（経過措置）：P25を参照ください。

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

◎ 審査対象事業年度の完成工事高及び元請完工高の記載方法

(1) 各審査対象業年度が12ヶ月決算の場合

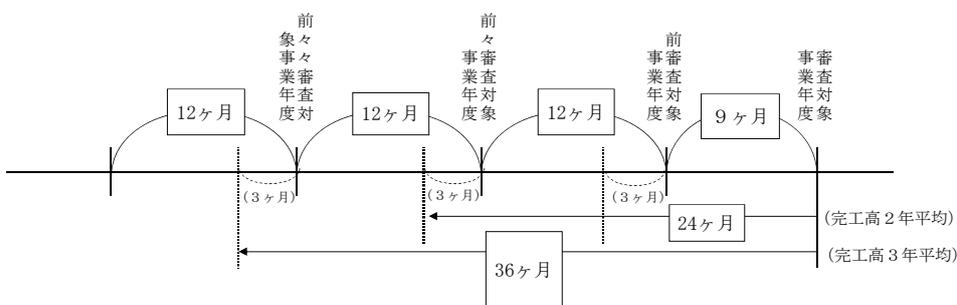
- ① 「審査対象事業年度」の工事種類別完成工事高の欄(右欄)に、12ヶ月分の額を記入します。
- ② 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄(左欄)に、2年平均ならば「前審査対象事業年度」の12ヶ月分、3年平均ならば「前審査対象事業年度」と「前々審査対象事業年度」の24ヶ月分を2で除して切り捨てた額を記入します。



(2) 決算期変更等で、各審査対象事業年度の決算期間が12ヶ月未満となった場合

例) 完成工事高2年平均選択時で、審査基準日を含む事業年度の決算期間が9ヶ月となった場合

- ① 「審査対象事業年度」の工事種類別完成工事高の欄(右欄)には、次のAとBの合計を記入します。
 - A：審査基準日を含む事業年度の完成工事高 (9ヶ月分)
 - B：審査基準日を含む事業年度の前期事業年度の完成工事高 (12ヶ月分) × 3/12 (3ヵ月分)
 - ② 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄(左欄)には、次のCとDの合計を記入します。
 - C：審査基準日を含む事業年度の前期事業年度の完成工事高 (12ヶ月分) × 9/12 (9ヵ月分)
 - D：審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度の完成工事高 (12ヶ月分) × 3/12 (3ヵ月分)
- ※完成工事高3年平均の場合は、上記②の計算後に次のEとF及び上記CとDの合計額を2で除した額を記入します。
- E：審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度の完成工事高 (12ヶ月分) × 9/12 (9ヵ月分)
 - F：審査基準日を含む事業年度の前々々期事業年度の完成工事高 (12ヶ月分) × 3/12 (3ヵ月分)



【決算期変更時の記入例】

審査基準日を含む事業年度 H27.3～H27.11(9ヵ月)
 完成工事高 600,000千円
 審査基準日を含む事業年度の前期事業年度 H26.3～H27.2(12ヵ月)
 完成工事高 1,500,000千円
 審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度 H25.3～H26.2(12ヵ月)
 完成工事高 1,800,000千円

①審査対象事業年度の完成工事高
 $600,000 + \left(1,500,000 \times \frac{12\text{ヵ月} - 9\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}}\right) = 975,000 \dots \textcircled{1}$

②前審査対象事業年度の完成工事高
 $\left(1,500,000 \times \frac{9\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}}\right) + \left(1,800,000 \times \frac{12\text{ヵ月} - 9\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}}\right) = 1,575,000 \dots \textcircled{2}$

項番 31	審査対象事業年度の前期事業年度又は前々審査対象事業年度 自 25年3月 至 26年2月										審査対象事業年度 自 26年3月 至 27年2月										計算基準の区分 自 26年12月 至 27年11月 (1.2年平均) 28年1月 (2.3年平均)																		
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 25年3月～26年2月										審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年月～年月										審査基準日の年月を記入																		
完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
32020										1575000										975000										000000									
工事の種類 建築一式工事										完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 1,575,000										元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 1,575,000										600,000 + (1,500,000 × 3/12) = 975,000									
②の算式を記入する										①の算式を余白部分に参考記入する。										①の金額を記入										審査基準日の12ヶ月前の年月を記入する。									

業 種 コ ー ド 表

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
010	土木一式工事	150	板金工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	160	ガラス工事
020	建築一式工事	170	塗装工事
030	大工工事	180	防水工事
040	左官工事	190	内装仕上工事
050	とび・土工・コンクリート工事	200	機械器具設置工事
051	法面処理工事	210	熱絶縁工事
060	石工事	220	電気通信工事
070	屋根工事	230	造園工事
080	電気工事	240	さく井工事
090	管工事	250	建具工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	260	水道施設工事
110	鋼構造物工事	270	消防施設工事
111	鋼橋上部工事	280	清掃施設工事
120	鉄筋工事	290	解体工事
130	舗装工事	300	とび・土工・コンクリート工事
140	しゅんせつ工事		・解体工事(経過措置)

【経過措置について】

◎「とび・土工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査を受けられる全ての方が対象です。なお、「解体工事業」の経営事項審査を受けるためには「解体工事業」の建設業許可が必要です。

平成28年6月1日以降に「とび・土工事業」又は「解体工事業」の経営事項審査の本審査を受けられる方は下記の点に注意してください。

・本審査時にご提出頂く完成工事高内訳書（P35）は、直前2年又は3年分の「とび・土工事業」と「解体工事業」の実績について必ずご提出ください。前回以前の経営事項審査で「とび・土工事業（解体工事含む）」として提出頂いた完成工事高内訳書に関しては、必ず「解体工事」分を分離させて再度「とび・土工事業（解体工事除く）」と「解体工事業」の完成工事高内訳書を作成してください。完成工事高内訳書の確認書類となる工事請負契約書等に関しては、「とび・土工事業」及び「解体工事業」分について本審査時に提示ください。ただし、前回以前経営事項審査で既に審査済みとなった「とび・土工事業（解体工事含む）」分の確認書類については省略可とします。

例：前回経営事項審査で「とび・土工事業（解体工事含む）」が審査済みで、今回「とび・土工事業」のみ申請される場合
 ⇒直前2年又は3年分の「とび・土工事業（解体工事除く）」及び「解体工事業」の完成工事高内訳書の提出が必要です。前回経営事項審査で「とび・土工事業」が審査済みであっても、「解体工事」と分離した「とび・土工事業」の完成工事内訳書を再度作成ください。工事契約書等の確認書類は、今回の完成工事高内訳書に対応する「とび・土工事業」及び「解体工事業」分のみ提示してください。

・（別紙一）工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の「とび・土工事業」の完成工事高は、解体工事業の完成工事高を除く「とび・土工事業」の完成工事高を記入してください。前回以前の経営事項審査で審査済みとなった「とび・土工事業（解体工事含む）」の完成工事高も、解体工事業の完成工事高を除く「とび・土工事業」の完成工事高を記入する必要があります。「解体工事業」の経営事項審査を申請しない場合は、解体工事の完成工事高は「その他」の完成工事高へ計上してください。また、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の欄には「とび・土工事業」及び「解体工事業」の完成工事高の合計を記入してください。

「とび・土工」のみ申請した場合の記載例。
 審査対象事業年度の「とび・土工」実績：完成工事高50,000千円（元請30,000千円）
 「解体」実績：完成工事高20,000千円（元請10,000千円）
 「その他」実績：なし
 前審査対象事業年度の「とび・土工」実績：完成工事高40,000千円（元請20,000千円）
 「解体」実績：完成工事高15,000千円（元請10,000千円）
 「その他」実績：なし

※完成工事高に関する経過措置についての記載例

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
31	自 25年12月 至 26年11月	自 26年12月 至 27年11月	1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)
32050	40000	20000	50000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表
とび・土工・コンクリート	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
32051	00000	00000	00000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表
法面処理	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
32300	55000	30000	70000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表
とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
33	15000	10000	20000
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	完成工事高計算表
その他	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
34	55000	30000	70000
合計	55000	30000	70000

「とび・土工」の完成工事高を記入

「法面処理」の完成工事高を記入（実績なし）。

「とび・土工」と「解体」の完成工事高合計額を記入

「解体」と「その他」の合計額を記入

「合計」欄には、「PC構造物」・「法面処理」・「鋼橋上部」工事額及び「とび・土工・解体（経過措置）」は含めないこと。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

(審査基準日)
平成27年11月30日
(申請書提出日)
平成28年4月15日

担当業種は、技術者1名につき2業種までとなります(複数の資格を有する場合でも同様に2業種まで。)ただし、「とび・土工」及び「解体」を同時に申請される場合は、担当業種最大3業種まで申請できる経過措置があります(P27)。

(用紙A4)

0 0 0 0 0 5

当事業年度開始日(平成27年12月1日)の直前1年以内に技術職員となった者に○を付す

審査基準日(平成27年11月30日)時点の満年齢を記載

1 0 0 1 頁

① 監理技術者講習受講者は「監理技術者資格者の交付番号」と「講習修了年月日」を記入
② 監理技術者で講習未受講者等は「資格者の交付番号」を記入

通番	新規掲載	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	1級資格者かつ監理技術者講習会受講者は「1」を、それ以外は「2」を記入	監理技術者資格者証交付番号
1	○	佐賀 太郎	昭和62年1月1日	28	6 2 0 1	1 1 3 2 0 5 1 3 2		
2		城内 五郎	昭和55年12月1日	35	6 2 0 1	1 1 3 1 0 2 1 0 1	第00301234567号 H23. 5. 26講習修了	
3		神崎 二郎	昭和55年12月2日	34	6 2 0 1			
4		山口 三郎	昭和38年8月8日	52	6 2 0 9			
5	○	大町 四郎	昭和25年10月10日	65	6 2 0 1	0 0 2 2	H2. 4. 1~H16. 3. 31〇〇土木建設 H16. 4. 1~現在 佐賀建設㈱	

別紙二の記入例(技術職員名簿)

新規若年技術職員(1名)

若年技術職員(2名)

技術職員(5名)

この名簿には、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人の場合は常勤の役員を、個人の場合は事業主を含む)で建設業に従事する者のうち、建設業法第7条第2号イ、ロもしくはハ又は、同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者(別表2:業種別技術職員コード及び配点表に掲げる資格を有する者)全員について記入します。

また、常時雇用されている者であることの確認として、雇用保険及び社会保険に加入している事を条件とします。(全国土木建築国民健康保険等に加入で事業主負担が有る場合は認められる場合があります。)

項番(61)「技術職員名簿」の枚数を表示します。1枚の場合は「001」と記入すること。

「審査基準日現在の満年齢」の欄は当該技術職員の審査基準日時点の満年齢を記入すること。

「新規掲載者」の欄は審査対象年内に新規に技術職員となった者につき○印を記入すること。

項番(62)今回経営規模等評価申請を行う対象業種に係る技術者の氏名、生年月日、業種コード(P27)、有資格区分コード(別表 P29~P31)を記入すること。

業種については、技術者1名につき2業種までとなっており、複数の資格を有する場合であっても同じ取り扱いです。「講習受講」の欄には、次の①から③の全ての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。

- ① 法第15条第2号イに該当する者(1級国家資格者相当) ※法第15条第2号ハに該当する者は除く。
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習を、当事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること



この期間内に受講していることが必要
(当事業年度開始がH27年12月1日の場合: H22年12月1日からH27年11月30日までの間)

なお、当事業年度開始日の直前5年以内であって、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を保有している場合、及び平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、平成16年3月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合は、講習受講しているものとみなす。

「監理技術者資格者証交付番号」の欄には、監理技術者にあつては監理技術者資格証交付番号を記入し、有効な監理技術者講習を受講している場合には講習修了年月日を記入すること。

また、基幹技能者にあつては登録基幹技能者講習修了証の講習修了年月日を記入すること。

さらに、実務経験で計上する場合(有資格区分コードが「001」又は「002」)は、監理技術者資格者証交付番号欄に実務経験等を確認するための最終学歴(学校名、卒業年月、学科名等)や職歴の記入が必要です。(実務経験は1業種につき一定年数(3~10年)以上の実務経験年数が必要です。)

技術職員名簿業種コード表

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
01	土木一式工事	16	ガラス工事
02	建築一式工事	17	塗装工事
03	大工工事	18	防水工事
04	左官工事	19	内装仕上工事
05	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
06	石工事	21	熱絶縁工事
07	屋根工事	22	電気通信工事
08	電気工事	23	造園工事
09	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事	99	とび・土工・コンクリート工事 ・解体工事（経過措置）

※技術職員に関する経過措置についての記載例

別紙二 「とび・土工」及び「解体」を同時に申請した場合の記載例（一人の技術職員につき担当業種3業種申請）。
例）経審申請業種：土木一式、とび・土工、解体
技術職員：佐賀太郎が1級土木施工管理技士の資格を保有しており、「土木一式」、「とび・土工」、「解体」の技術職員として登録する。

(用紙A4)

20005

技術職員名簿

頁数 61001 頁

業種コード「99」を使用することで、「とび・土工」及び「解体」の技術者として登録できます。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有区	資	格分	講習受講	業種コード	有区	資	格分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1		佐賀 太郎	昭和62年1月1日	28	62011132	01	11	3	2	99	1	1	3	2	

業種コード欄に「とび・土工」のコード「05」が記入された技術者については、「とび・土工」及び「とび・土工・解体（経過措置）」の技術者として審査されます。業種コード欄に「解体」のコード「29」が記入された技術者については、「解体」及び「とび・土工・解体（経過措置）」の技術者として審査されます。業種コード欄に「とび・土工・解体（経過措置）」のコード「99」が記入された技術者については、「とび・土工」、「解体」及び「とび・土工・解体（経過措置）」の技術者として審査されます。

技術職員名簿に記載できる技術者について

技術職員名簿に記載できる技術者は、「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されています。

※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても技術職員名簿に記載することができます。

○評価対象・・・雇用期間＝6月＋1日⇒6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者

×評価対象外・・・雇用期間＝6月＋0日⇒6ヶ月を超える恒常的雇用関係がない者

※審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者の例

審査基準日（決算日）	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
平成28年3月31日	平成27年10月1日	平成27年9月30日
平成28年4月30日	平成27年10月30日	平成27年10月29日
平成28年5月31日	平成27年12月1日	平成27年11月30日
平成28年6月30日	平成27年12月30日	平成27年12月29日
平成28年7月31日	平成28年1月31日	平成28年1月30日
平成28年8月31日	平成28年3月1日	平成28年2月29日
平成28年9月30日	平成28年3月30日	平成28年3月29日
平成28年10月31日	平成28年5月30日	平成28年4月30日
平成28年11月30日	平成28年7月1日	平成28年5月29日
平成28年12月31日	平成28年7月31日	平成28年6月30日
平成29年1月31日	平成28年7月31日	平成28年7月30日
平成29年2月28日	平成28年8月28日	平成28年8月27日
平成28年4月1日	平成27年10月1日	平成27年9月30日
平成28年10月1日	平成28年3月31日	平成28年3月30日
平成28年6月15日	平成27年12月15日	平成27年12月14日

なお、審査基準日に在籍しているが、審査基準日の前日から6ヶ月前の月の応当日を含む前後の期間若しくは応当日以降の一定期間、やむを得ない特別の理由により在籍していないものについて、審査基準年度において通算で6ヶ月を超えて雇用されている場合、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係が継続していたものとして対象とする場合があります。該当する場合は事前に建設・技術課へご相談してください。

別表 業種別技術職員コード表 1/3

指定建設業7業種

※技術職員名簿講習受講の欄に「1」と記入できる1級国家資格相当者は1点加算されます。詳しくは参照。

技術者配点：建設業の種類に該当する数字

コード	業種別	建設業の種類																																	
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工技士	5	5			5	5									5																		
	11A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	5	5			5	5									5																		5
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2			2	2									2																		
	21B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	2	2			2	2									2																		2
	113	1級土木施工管理技士	5	5			5	5	5				5	5		5	5	5		5												5		5	
	11C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	5	5			5	5	5				5	5		5	5	5		5												5		5	
	214	2級土木施工管理技士	種別	土	木	2	2		2	2			2	2	2	2						2									2		2		
	21D		土木（附則第4条該当）	2	2			2	2				2	2	2	2																	2		
	215		鋼構造物塗装																			2													
	216		薬液注入					2	2																										
	21E	薬液注入（附則第4条該当）					2	2																											2
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5		5	5	5	5	5		5					5					5	
	12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5		5	5	5	5	5		5					5					5	
	221	2級建築施工管理技士	種別	建	築	2																													2
	222		躯体	2	2	2						2	2	2	2																				2
	22B		躯体（附則第4条該当）	2	2	2						2	2	2	2																				
	223	仕上げ	2	2	2		2	2			2								2	2	2	2	2	2				2							
	127	1級電気工事施工管理技士									5																								
	228	2級電気工事施工管理技士									2																								
	129	1級管工事施工管理技士										5																							
230	2級管工事施工管理技士										2																								
133	1級造園施工管理技士																											5							
234	2級造園施工管理技士																											2							
建築士法	137	1級建築士			5	5			5			5	5	5						5															
	238	2級建築士			2	2			2			2									2														
	239	木造建築士			2																														
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5		5						5	5										5							5	
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5						5	5										5							5	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5			5	5		5			5	5		5	5										5							5	
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5			5	5		5	5										5							5	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5			5	5																											
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																											
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）								5																5									
	145	機械・総合技術監理（機械）																							5										
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5													5										
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）									5																							5	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									5																						5		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5											5																
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5											5																
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																											5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5																					5						
15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																					5							
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									5																									
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									5																								5	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									5																							5	5	
電気工事士法	155	第1種電気工事士								2																									
	256	第2種電気工事士【3年】								1																									
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）								1																									
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																								1									
水道法	265	給水装置工事主任技術者								1																									
消防法	168	甲種消防設備士																																2	
	169	乙種消防設備士																																2	

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況		
雇用保険加入の有無	4 1	3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2	3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3	3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	3 1 [1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	3 1 [1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	3 1 [1.有、2.無]

以下の場合は適用除外「3」を記入すること
 ・雇用保険・・・従業員が1人もいない場合
 ・健康保険及び厚生年金保険・・・個人で従業員が4人以下の場合。なお、加入事業所であって法定免除の者がいる場合は、申し出てください。

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合に加入している場合は、「3.適用除外」を選択します。

加入(導入)している場合は「1」を未加入等の場合は「2」を記入

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入(休業期間等があれば、その期間を営業年数から除外する)
 なお、個人事業主が法人化後、新たに許可を取得するまでの期間も、この休業期間に該当します。

審査基準日までに建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数(休業等の期間は除き、年未満の端数は切り捨て)。

組織変更、営業譲渡、合併等を具体的に記入。

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和 15年 5月 21日 平成	0年 7か月	平成20年12月1日法人化

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続最終決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

平成23年4月1日以降に民事再生又は会社更生法の適用を申し立てた場合であって、手続開始決定から手続終了の間は「1」を記入、その他の場合は「2」を記入。再生期間終了後は「営業年数」評価はゼロ年から再スタートする。

審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入。

法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	5 0	3 2 [1.有、2.無]
指示処分の有無	5 1	3 2 [1.有、2.無]

審査対象事業年度内に、営業停止・指示処分を受けた場合は、「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

以下の区分により記入(審査基準日現在)。
 「1」 会計監査人の設置
 「2」 会計参与の設置
 「3」 建設業に従事する職員のうち公認会計士、一級建設業経理事務士等が経理処理の適正処理を確認した書類に自らの署名を付したものの提出
 「4」 上記以外

建設業の経理の状況		
監査の受審状況	5 2	3 4 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 3	3 0 (大)
二級登録経理試験合格者の数	5 4	3 1 (大)

公認会計士、会計士補、税理士及び一級登録経理試験合格者(一級建設業経理事務士)等の数を記入する。

二級登録経理試験合格者(二級建設業経理事務士)の数を記入する。

研究開発の状況		
研究開発費(2期平均)	5 5	3 0 (千円)

「監査の受審状況」欄で「1」を記載した場合にのみ2期平均額を記入し、それ以外は「0」を記入。決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法は、完成工事高と同様に扱う。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
(千円)	(千円)

建設機械の保有状況		
建設機械の所有及びリース台数	5 6	3 5 1 0 (台)

評価対象となる建設機械(P34)のうち、審査基準日の所有及び審査基準日を含む以降1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリースの合計台数を記載する(正常に稼働する状態にある建設機械に限る。)加点対象は15台までだが、実数を記載する。

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
ISO9001の登録の有無	5 7	3 1 [1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5 8	3 1 [1.有、2.無]

審査基準日において国際標準化機構が定めた規格による認証登録の有無を記入。ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合は、加点対象とならないため「2」を記入。

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9	3 1 [1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0	3 1 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
5 (人)	2 (人)	40.0 (%)

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	20.0 (%)

15%以上→該当

1%以上→該当

別紙三（その他の審査項目（社会性等））の記入例

項番(4 1) 審査基準日において、雇用保険の被保険者について資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」、提出していない場合は「2」となります。また、以下の場合は適用除外の「3」を記入すること。

- ・個人事業で事業主のみや、事業主と専従者のみの場合
- ・法人で役員のみ場合や、役員及びその役員と生計を同一にする職員のみの場合

項番(4 2、4 3) 審査基準日において、健康保険及び厚生年金保険の被保険者について資格取得届を日本年金機構又は健康保険組合に提出している場合は「1」、提出していない場合は「2」となります。また、個人事業者で、従業員が4人以下で健康保険及び厚生年金保険の適用が除外されているある場合等は「3」を記入すること。

項番(4 4) 審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

項番(4 5) 審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

① 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

《就業規則の場合の必要事項》

- ・退職手当の計算方法及び支払時期が明記されていること
- ・従業員10人以上…労働基準監督署の受付印があること
- ・従業員10人未満…従業員代表者との同意書が添付されていること

② 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

③ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

④ 厚生年金基金の設立

⑤ 法人税法に規定する適格退職年金契約の締結

⑥ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金の導入

⑦ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金の導入

項番(4 6) 審査基準日において、次のいずれかとの間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請人に係るものを含む）に関する給付についての契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

- ① 建設業福祉共済団及び建設業労災互助会
- ② 全国中小企業共済協同組合連合会及び全国労働災害保険事務組合
- ③ 保険会社

項番(4 7) 初めての許可（登録）を受けてから審査基準日までの営業年数を右詰めで記入すること（休業、廃業、許可切れ等の期間は除く）。また、記入に際しては、満年数を記入し端数は切り捨てます。

なお、許可切れの期間には、個人事業主が法人化した場合に法人設立日以後新たに許可を取得するまでの期間も含まれることから、この休業期間に該当することとなります。

例) 平成15年5月21日に最初の建設業許可を受け、審査基準日が平成27年11月30日の経営事項審査を申請する場合で、その間に7ヶ月間の休業があるときの営業年数は満10年となります。
平成15年5月21日～平成27年11月30日…11年6ヶ月、休業期間7ヶ月、実営業期間…10年11ヶ月

項番(48) 審査基準日において、民事再生法又は会社更生法の適用を申し立てている場合、申し立て後に終結の決定を受けていない場合は「1」を記入し、終結している場合は「2」を記入します。

項番(49) 審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入し、締結していない場合は「2」を記入します。

項番(50)及び(51)

審査対象年において、建設業法第28条に規定による営業停止処分又は指示処分を審査対象事業年度に受けたことがある場合には、それぞれ「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入します。

項番(52) 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日時点において、次に掲げる項目に該当する場合は、それぞれ該当する番号(1～3)を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入します。

- 1 会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
- 2 会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
- 3 建設業に従事する職員であって、下記のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出した場合
 - ・公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者
 - ・一級登録経理試験合格者(一級建設業経理事務士)

項番(53)及び(54)

審査基準日における公認会計士、会計士補、税理士、これらとなる資格を有する者及び一級登録経理試験合格者(一級建設業経理事務士)等の人数を項番(53)へ、二級登録経理試験合格者(二級建設業経理事務士)の人数を項番(54)へ記入します。

項番(55) 会計監査人を設置している会社の建設業者に対し、研究開発費(2期平均値)を評価します。表内のコラムに審査対象事業年度と審査対象事業年度の前審査対象事業年度の研究開発費を記入し、その平均値(千円未満の端数は切り捨て)を「研究開発費(2期平均)」の欄に記入します。なお、会計監査人を設置している会社以外の建設業者は該当しませんので、コラム内に「0」を記入してください。

項番(56) 建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーについて、審査基準日時点で所有がある場合、審査基準日以降に1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリースがある場合は、その合計台数を記入します。

※評価対象となる建設機械(種別又は規格の確認のためカタログ等の提出をお願いする場合があります)

建設機械のうち、次に掲げるもの

- ・ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン
又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ・ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
- ・トラクターショベル : バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- ・モーターグレーダー : 自重が5トン以上のもの
- ・大型ダンプ車 : 車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
- ・移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの

項番(57)及び(58)

審査基準日において、国際標準化機構が定めた規格による認証登録がある場合は「1」を記入し、ない場合や登録範囲に建設業が含まれていない場合及び建設業法上の全ての営業所が含まれていない場合は「2」を記入します。

項番(59) 審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

項番(60) 審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

知事許可業者用

請負額は、課税業者は消費税抜き
免税業者は消費税込み金額を記入する

申請業種毎に作成
工事実績が無い場合も「実績
なし」で作成すること。

添付書類第1号

完成工事高の記入方法

- ①元請工事の完工高を額の大きい順に元請完工高の7割まで記入。
- ②次に、①以外の元請工事と下請工事を額の大きい順に請負金額総額の7割まで記入。
- ③上記①と②で記入しなかった工事については、「その他〇件」として一括記入可能。
※軽微な工事が①と②を合わせて10件記載された場合は以降記入不要のため、残りの工事は「その他〇件」として一括記入可能（①のみで軽微な工事が10件記載された場合②は不要）。※軽微な工事とは1件の請負金額が500万円未満の工事（建築一式工事では、1件の請負金額が1,500万円未満の工事又は150㎡未満の木造住宅工事）

完成工事高内訳書

下請発注状況は下請発注額のうち3件の「業者名」「発注額」「主な工事内容」を記入し、「下請総額」欄には下請の総額を記入すること。

工事種別 **土木一式** 工事

事業年度（平成26年12月1日～平成27年11月30日）

発注者名	元請 下請の別	工事名	工事内容	施工 場所	工期	配 置 技 術 者 名	請 負 金 額	うち(P.C)	下請発注状況		
									業者名	発注額	工事内容
佐賀県	元請	〇〇川広域基幹 河川改修工事	施工延長 L=〇〇m 環境保全型 ブロック積A=〇〇㎡ 可動堰基礎工A=〇〇㎡ 〇杭(L=〇m,n=〇本)	佐賀県 小城市	h27.9 ～ h27.11	神崎二郎 (113)	125,000		㈱△△重機 35,000 □□建設㈱ 20,000 ●●建設㈱ 17,500 下請総額 75,000	矢板・杭打工 ブロック積工 土工(掘削工)	
佐賀県	元請	佐賀外環状線〇 〇J.Vとして行った工事はJ.Vと付記すること。 (請負額は施工責任額を記入すること。)	橋梁上部工		h27.5 ～ h27.10	城内五郎 (113)	120,000	120,000	㈱△●設備 5,000 〇〇建設㈱ 4,000 下請総額 9,000	街路灯電気設備 防護柵工ほか	
国土交通省 九州地方整備局	元請 J.V	〇〇川河川総合 開発事業〇〇ダ ム本体工事	ダム本体工 V=〇〇m ³	福岡県 福岡市	h27.5 ～ h27.8	神崎二郎 (113)	(50,000) 650,000		●●建設㈱ 25,000 下請総額 25,000	型枠工事	
佐賀市	元請	〇〇△△線道路 改良工事	道路改良工 L=〇〇m 路盤・表層工 A=〇〇㎡ L型擁壁工 L=〇〇m 交通安全施設工 一式	佐賀県 佐賀市	h27.4 ～ h27.8	佐賀太郎 (113)	40,000		㈱△△重機 15,000 ㈱〇△舗道 10,000 〇〇建設㈱ 3,600 下請総額 32,500	土工、擁壁工 路盤、表層工 交通安全施設工	
〇〇建設㈱	下請	〇〇ショッピング センター建設 外溝工事	植栽工 一式 舗装工 A=〇〇㎡ フェンス工 L=〇〇m 駐車場塗装工 A=〇〇㎡	佐賀県 唐津市	h26.12 ～ h27.3	佐賀太郎 (113)	60,000		下請総額		
㈱〇△組	下請	公共下水道事業 〇〇幹線管渠布 設工事	推進工 L=〇〇m、 φ〇〇mm	佐賀県 佐賀市	h27.10 ～ h27.11	大町四郎 (〇〇2)	15,000		●●建設㈱ 5,000 ㈱△△重機 2,500 下請総額 7,500	推進縦坑一式 管渠吊込布設工	
主要な工事内容を記入すること。 また、工事進行基準を採用した工事は、当該事業年度の 施工内容を記入すること。			配置技術者名と資格 コードを記入。								
【経過措置】「とび・土工事業」又は「解体解体事業」を申請する場合は、ど ちらか1業種のみを申請する場合でも必ず「とび・土工事業」と「解体事業」2業種 分の完成工事高内訳書を作成してください。また、前回以前の経営事項審査で既に審 査済みとなっている「とび・土工事業（解体工事含む）」の完成工事高内訳書につ いても、「とび・土工事業（解体工事除く）」と「解体事業」分の完成工事高内 訳書に分離して再度作成してください（P25）。											
その他30件							170,000				
下請総額									32,500		

ページ毎の完成工事の件数と金額及び下請発注額を
記入（請負金額欄の上段は元請工事額）

最終ページに全ての完成工事の件数と金額及び下請
発注額を記入（請負金額欄の上段は元請工事額）

小計	件				
合計	36件	349,000	120,000	580,000	120,000

下請発注額（労務外注を含

下記工事については、うち（ ）として請負金
額の内数として記入すること。

業種名	記載区分	該 当 工 事
土木一式	P C	プレストレストコンクリート構造物工事
とび・土工	法面処理	法面処理工事
鋼構造物	鋼橋上部	鋼橋上部工事

添付書類第1号（完成工事高内訳書）

申請を行う業種ごとに完成工事高内訳書を作成すること。記入方法は下記のとおりです。

※この様式は、知事許可業者の申請に使用します。

※【経過措置】「とび・土工事業」又は「解体解体工事」を申請する場合は、どちらか1業種のみ申請時でも必ず「とび・土工事業」と「解体工事」2業種分の完成工事高内訳書を作成ください。

- ① 元請工事に係る完成工事について、請負金額（工事進行基準を採用している場合は完成工事高）の大きい順に元請工事の完成工事高全体の7割を超えるところまで記入し、続けて、残る元請工事と下請工事について、請負金額の大きい順に、先に記入した元請工事を合算して事業年度の完成工事高全体の7割を超えるところまで記入し、残る3割相当分を「その他」として一括記入すること。

なお、軽微な工事に該当しない工事全てを記入しても、元請完成工事又は完成工事高全体の額7割を超えない場合には、軽微な工事を請負代金の額の大きい完成工事から順に10件まで（10件未満で7割を超える場合には当該工事まで）記入すること。

〔軽微な工事とは、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事（建築一式工事の場合は1,500万円未満の工事又は延面積が150㎡未満の木造住宅工事）〕

- ② 共同企業体（JV）として行った工事については、「元請又は下請の別」の欄に、当該区別に係る記入のほかJVと記入し、請負代金の額は施工責任額を記入すること。
- ③ 「配置技術者氏名」の欄は、記入された完成工事に配置された主任技術者又は監理技術者の氏名と有資格者コードを記入すること。
- ④ 下記工事について作成する場合は、次の工事について実績があれば「請負金額」の欄中「うち（）」の括弧内にそれぞれ記入すること。
- ・土木一式工事 → PC（プレストレストコンクリート）構造物工事
 - ・とび・土工・コンクリート工事 → 法面処理
 - ・鋼構造物工事 → 鋼橋上部
- ⑤ 工事進行基準を採用している場合は、「請負代金の額」の欄に、契約金額を下段に、その完成工事高を（ ）書きで上段に記入すること。また、工事期間については全体の期間を記入すること。
- ⑥ 下請工事については、「発注者名」の欄に、直接注文した元請負人の商号又は名称を記入し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記入すること。
- ⑦ 「工事内容」の欄には、受注した工事の主な内容を記入すること。なお、工事進行基準を採用した工事については、当該事業年度に係る工事内容を記入すること。
- ⑧ 「施工場所」は、都道府県及び市区町村名を記入します。
- ⑨ 「下請発注状況」には、下請発注額の上位3件を記入し、「下請総額」の欄に当該工事に係る下請総額を記入してください。（下請額には、労務外注費を含む。）

※完成工事高の計上基準

- ① 工事完成基準：工事の完成した日の属する事業年度に完成工事高（収益・費用）として計上

〔工事完成基準の特例〕

○ 工事進行基準（長期大規模工事）：着工から完成までの工期が2年以上で、請負金額が50億円以上の長期大規模工事について、決算日の進行程度により収益・費用を計上。ただし、経過措置として、平成10年4月1日～平成13年3月31日までに契約締結した工事は150億円以上、平成13年3月31日～平成16年3月31日までに契約締結した工事は100億円以上。

○ 部分完成基準：次に掲げる場合で、部分的に完成した工事を引渡、売上げ（請求行為を含む）が計上された場合に該当

- ・一の契約により、同種の工事を多量に請け負った場合で、その引渡に依り工事代金を収入する旨の特約又は慣習があるとき
- ・工事の一部が完成し、その部分を引き渡した都度、工事代金を収入する旨の特約又は慣習があるとき

- ② 工事進行基準：工事完成基準に代え、決算日の出来高額を完成工事高（収益・費用）として計上

経営事項審査の項目及び基準

1 工事種類別年間平均完成工事高(X₁)

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 完成工事高(単位:百万円)			X ₁ 評 点	
(1)	100,000 以上		2,309	
(2)	80,000 以上	100,000 未満	$114 \times X_1 \div 20,000,000 + 1,739$	
(3)	60,000 以上	80,000 未満	$101 \times X_1 \div 20,000,000 + 1,791$	
(4)	50,000 以上	60,000 未満	$88 \times X_1 \div 10,000,000 + 1,566$	
(5)	40,000 以上	50,000 未満	$89 \times X_1 \div 10,000,000 + 1,561$	
(6)	30,000 以上	40,000 未満	$89 \times X_1 \div 10,000,000 + 1,561$	
(7)	25,000 以上	30,000 未満	$75 \times X_1 \div 5,000,000 + 1,378$	
(8)	20,000 以上	25,000 未満	$76 \times X_1 \div 5,000,000 + 1,373$	
(9)	15,000 以上	20,000 未満	$76 \times X_1 \div 5,000,000 + 1,373$	
(10)	12,000 以上	15,000 未満	$64 \times X_1 \div 3,000,000 + 1,281$	
(11)	10,000 以上	12,000 未満	$62 \times X_1 \div 2,000,000 + 1,165$	
(12)	8,000 以上	10,000 未満	$64 \times X_1 \div 2,000,000 + 1,155$	
(13)	6,000 以上	8,000 未満	$50 \times X_1 \div 2,000,000 + 1,211$	
(14)	5,000 以上	6,000 未満	$51 \times X_1 \div 1,000,000 + 1,055$	
(15)	4,000 以上	5,000 未満	$51 \times X_1 \div 1,000,000 + 1,055$	
(16)	3,000 以上	4,000 未満	$50 \times X_1 \div 1,000,000 + 1,059$	
(17)	2,500 以上	3,000 未満	$51 \times X_1 \div 500,000 + 903$	
(18)	2,000 以上	2,500 未満	$39 \times X_1 \div 500,000 + 963$	
(19)	1,500 以上	2,000 未満	$36 \times X_1 \div 500,000 + 975$	
(20)	1,200 以上	1,500 未満	$38 \times X_1 \div 300,000 + 893$	
(21)	1,000 以上	1,200 未満	$39 \times X_1 \div 200,000 + 811$	
(22)	800 以上	1,000 未満	$38 \times X_1 \div 200,000 + 816$	
(23)	600 以上	800 未満	$25 \times X_1 \div 200,000 + 868$	
(24)	500 以上	600 未満	$25 \times X_1 \div 100,000 + 793$	
(25)	400 以上	500 未満	$34 \times X_1 \div 100,000 + 748$	
(26)	300 以上	400 未満	$42 \times X_1 \div 100,000 + 716$	
(27)	250 以上	300 未満	$24 \times X_1 \div 50,000 + 698$	
(28)	200 以上	250 未満	$28 \times X_1 \div 50,000 + 678$	
(29)	150 以上	200 未満	$34 \times X_1 \div 50,000 + 654$	
(30)	120 以上	150 未満	$26 \times X_1 \div 30,000 + 626$	
(31)	100 以上	120 未満	$19 \times X_1 \div 20,000 + 616$	
(32)	80 以上	100 未満	$22 \times X_1 \div 20,000 + 601$	
(33)	60 以上	80 未満	$28 \times X_1 \div 20,000 + 577$	
(34)	50 以上	60 未満	$16 \times X_1 \div 10,000 + 565$	
(35)	40 以上	50 未満	$19 \times X_1 \div 10,000 + 550$	
(36)	30 以上	40 未満	$24 \times X_1 \div 10,000 + 530$	
(37)	25 以上	30 未満	$13 \times X_1 \div 5,000 + 524$	
(38)	20 以上	25 未満	$16 \times X_1 \div 5,000 + 509$	
(39)	15 以上	20 未満	$20 \times X_1 \div 5,000 + 493$	
(40)	12 以上	15 未満	$14 \times X_1 \div 3,000 + 483$	
(41)	10 以上	12 未満	$11 \times X_1 \div 2,000 + 473$	
(42)		10 未満	$131 \times X_1 \div 10,000 + 397$	

※1. X₁に年間平均完成工事高を代入する(千円未満切り捨て)。

2. 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び平均利益額(X₂)

X₂評点 = (自己資本額点数 + 平均利益額点数) ÷ 2 (小数点以下切り捨て)

イ 自己資本額

自己資本額 (単位: 百万円)	点	数
(1) 300,000 以上		2,114
(2) 250,000 以上 300,000 未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,736
(3) 200,000 以上 250,000 未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,686
(4) 150,000 以上 200,000 未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 +	1,614
(5) 120,000 以上 150,000 未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 +	1,557
(6) 100,000 以上 120,000 未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,503
(7) 80,000 以上 100,000 未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,463
(8) 60,000 以上 80,000 未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 +	1,407
(9) 50,000 以上 60,000 未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,356
(10) 40,000 以上 50,000 未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,321
(11) 30,000 以上 40,000 未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 +	1,269
(12) 25,000 以上 30,000 未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,233
(13) 20,000 以上 25,000 未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,193
(14) 15,000 以上 20,000 未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 +	1,153
(15) 12,000 以上 15,000 未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 +	1,114
(16) 10,000 以上 12,000 未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,084
(17) 8,000 以上 10,000 未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,054
(18) 6,000 以上 8,000 未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 +	1,022
(19) 5,000 以上 6,000 未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	989
(20) 4,000 以上 5,000 未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	964
(21) 3,000 以上 4,000 未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 +	936
(22) 2,500 以上 3,000 未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	909
(23) 2,000 以上 2,500 未満	29 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	889
(24) 1,500 以上 2,000 未満	36 × (自己資本額) ÷ 500,000 +	861
(25) 1,200 以上 1,500 未満	27 × (自己資本額) ÷ 300,000 +	834
(26) 1,000 以上 1,200 未満	21 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	816
(27) 800 以上 1,000 未満	24 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	801
(28) 600 以上 800 未満	30 × (自己資本額) ÷ 200,000 +	777
(29) 500 以上 600 未満	18 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	759
(30) 400 以上 500 未満	21 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	744
(31) 300 以上 400 未満	27 × (自己資本額) ÷ 100,000 +	720
(32) 250 以上 300 未満	15 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	711
(33) 200 以上 250 未満	19 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	691
(34) 150 以上 200 未満	23 × (自己資本額) ÷ 50,000 +	675
(35) 120 以上 150 未満	16 × (自己資本額) ÷ 30,000 +	664
(36) 100 以上 120 未満	13 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	650
(37) 80 以上 100 未満	16 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	635
(38) 60 以上 80 未満	19 × (自己資本額) ÷ 20,000 +	623
(39) 50 以上 60 未満	11 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	614
(40) 40 以上 50 未満	14 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	599
(41) 30 以上 40 未満	16 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	591
(42) 25 以上 30 未満	10 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	579
(43) 20 以上 25 未満	12 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	569
(44) 15 以上 20 未満	14 × (自己資本額) ÷ 5,000 +	561
(45) 12 以上 15 未満	11 × (自己資本額) ÷ 3,000 +	548
(46) 10 以上 12 未満	8 × (自己資本額) ÷ 2,000 +	544
(47) 10 未満	223 × (自己資本額) ÷ 10,000 +	361

注1 自己資本額が0円に満たない場合は、0円と見なして算定する。

ロ 平均利益額（利払前税引前償却前利益の2期平均）

※ 利払前税引前償却前利益（E B I T D A）＝営業利益＋減価償却実施額

平均利益額（単位：百万円）		点		数	
(1)	30,000 以上			2,447	
(2)	25,000 以上 30,000 未満	134 × (平均利益額) ÷	5,000,000 +	1,643	
(3)	20,000 以上 25,000 未満	151 × (平均利益額) ÷	5,000,000 +	1,558	
(4)	15,000 以上 20,000 未満	175 × (平均利益額) ÷	5,000,000 +	1,462	
(5)	12,000 以上 15,000 未満	123 × (平均利益額) ÷	3,000,000 +	1,372	
(6)	10,000 以上 12,000 未満	93 × (平均利益額) ÷	2,000,000 +	1,306	
(7)	8,000 以上 10,000 未満	104 × (平均利益額) ÷	2,000,000 +	1,251	
(8)	6,000 以上 8,000 未満	122 × (平均利益額) ÷	2,000,000 +	1,179	
(9)	5,000 以上 6,000 未満	70 × (平均利益額) ÷	1,000,000 +	1,125	
(10)	4,000 以上 5,000 未満	79 × (平均利益額) ÷	1,000,000 +	1,080	
(11)	3,000 以上 4,000 未満	92 × (平均利益額) ÷	1,000,000 +	1,028	
(12)	2,500 以上 3,000 未満	54 × (平均利益額) ÷	500,000 +	980	
(13)	2,000 以上 2,500 未満	60 × (平均利益額) ÷	500,000 +	950	
(14)	1,500 以上 2,000 未満	70 × (平均利益額) ÷	500,000 +	910	
(15)	1,200 以上 1,500 未満	48 × (平均利益額) ÷	300,000 +	880	
(16)	1,000 以上 1,200 未満	37 × (平均利益額) ÷	200,000 +	850	
(17)	800 以上 1,000 未満	42 × (平均利益額) ÷	200,000 +	825	
(18)	600 以上 800 未満	48 × (平均利益額) ÷	200,000 +	801	
(19)	500 以上 600 未満	28 × (平均利益額) ÷	100,000 +	777	
(20)	400 以上 500 未満	32 × (平均利益額) ÷	100,000 +	757	
(21)	300 以上 400 未満	37 × (平均利益額) ÷	100,000 +	737	
(22)	250 以上 300 未満	21 × (平均利益額) ÷	50,000 +	722	
(23)	200 以上 250 未満	24 × (平均利益額) ÷	50,000 +	707	
(24)	150 以上 200 未満	27 × (平均利益額) ÷	50,000 +	695	
(25)	120 以上 150 未満	20 × (平均利益額) ÷	30,000 +	676	
(26)	100 以上 120 未満	15 × (平均利益額) ÷	20000 +	666	
(27)	80 以上 100 未満	16 × (平均利益額) ÷	20,000 +	661	
(28)	60 以上 80 未満	19 × (平均利益額) ÷	20,000 +	649	
(29)	50 以上 60 未満	12 × (平均利益額) ÷	10,000 +	634	
(30)	40 以上 50 未満	12 × (平均利益額) ÷	10,000 +	634	
(31)	30 以上 40 未満	15 × (平均利益額) ÷	10,000 +	622	
(32)	25 以上 30 未満	8 × (平均利益額) ÷	5,000 +	619	
(33)	20 以上 25 未満	10 × (平均利益額) ÷	5,000 +	609	
(34)	15 以上 20 未満	11 × (平均利益額) ÷	5,000 +	605	
(35)	12 以上 15 未満	7 × (平均利益額) ÷	3,000 +	603	
(36)	10 以上 12 未満	6 × (平均利益額) ÷	2,000 +	595	
(37)	10 未満	78 × (平均利益額) ÷	10,000 +	547	

注1 平均利益額が0円に満たない場合は、0円と見なして算定する。

2 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 経営状況分析(Y)

【経営状況分析指標】

	記号	影響	経営状況分析の指標	算 出 式	上限値	下限値
負 債 抗 力	X ₁	↘	純支払利息比率	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1	-0.3
	X ₂	↘	負債回転期間	負債合計／(売上高÷12)	18.0	0.9
収 益 性 ・ 効 率 性	X ₃	↗	総資本売上総利益率	売上総利益／総資本(2期平均)×100	63.6	6.5
	X ₄	↗	売上高計上利益率	経常利益／売上高×100	5.1	-8.5
財 務 健 全 性	X ₅	↗	自己資本対固定資産比率	自己資本／固定資産合計×100(固定比率の逆)	350.0	-76.5
	X ₆	↗	自己資本比率	自己資本／総資本×100	68.5	-68.6
絶 対 的 量	X ₇	↗	営業キャッシュフロー	営業キャッシュ・フロー／1億(2期平均)	15.0	-10.0
	X ₈	↗	利益剰余金	利益剰余金／1億	100.0	-3.0

注1 総資本売上総利益率については、2期平均の総資本が3千万円以下の場合は3千万円と読み替えて計算

2 総資本＝負債純資産合計

3 営業キャッシュフロー＝経常利益＋減価償却実施額±貸倒引当金増減額－法人税住民税及び事業税±受取手形・完成工事未収入金増減額±支払手形・工事未払金増減額±未成工事支出金・材料貯蔵品増減額±未成工事受入金増減額

4 X₁～X₈の各指標の計算結果は、小数点以下第4位を四捨五入

※個人の場合の勘定科目の読替

- ・経常利益＝事業主利益
- ・利益剰余金＝純資産合計

※営業キャッシュフローの増減の計算方法

貸倒引当金(正の数値で計算)	(+)
支払手形・工事未払金・未成工事受入金	(増加分はキャッシュイン)
受取手形・完成工事未収入金	(-)
未成工事支出金・材料貯蔵品	(増加分はキャッシュアウト)

・営業キャッシュフロー(2期平均)は、営業CF(当期)と営業CF(前期)との平均

・営業キャッシュフロー(当期)は、(当期決算－前期決算)の増減額

・営業キャッシュフロー(前期)は、(前期決算－前々期決算)の増減額

【経営状況点数(A)の算出】

$$A = (-0.4650 \times X_1) - (0.0508 \times X_2) + (0.0264 \times X_3) + (0.0277 \times X_4) + (0.0011 \times X_5) + (0.0089 \times X_6) + (0.0818 \times X_7) + (0.0172 \times X_8) + 0.1906$$

※小数点以下第3位を四捨五入

【経営状況評点(Y)の算出】

$$Y = 167.3 \times A + 583$$

※小数点以下第1位を四捨五入し、評点が0に満たない場合は0と見なす

評点幅： 最高点 1,595点 ～ 最低点 0点

4 技術力評価 (Z)

Z 評点 = 技術職員点数 × 4 / 5 + 元請平均完成工事高点数 × 1 / 5 (小数点以下切り捨て)

イ 工事種類別技術職員数値

技術職員数値は、次の技術者の資格区分により算定する。

- ① 一級監理受講者 1名につき6点 (監理技術者で有効な監理技術者講習修了者)
- ② 一級技術者であって一級監理受講者以外の者 1名につき5点
- ③ 基幹技能者であって一級技術者以外の者 1名につき3点 (登録基幹技能者講習修了者)
- ④ 二級技術者 1名につき2点
- ⑤ その他の技術者 1名につき1点

技 術 職 員 数 値		点	数
(1)	15,500 以上		2,335
(2)	11,930 以上 15,500 未満	62 × (技術職員数値) ÷	3,570 + 2,065
(3)	9,180 以上 11,930 未満	63 × (技術職員数値) ÷	2,750 + 1,998
(4)	7,060 以上 9,180 未満	62 × (技術職員数値) ÷	2,120 + 1,939
(5)	5,430 以上 7,060 未満	62 × (技術職員数値) ÷	1,630 + 1,876
(6)	4,180 以上 5,430 未満	63 × (技術職員数値) ÷	1,250 + 1,808
(7)	3,210 以上 4,180 未満	63 × (技術職員数値) ÷	970 + 1,747
(8)	2,470 以上 3,210 未満	62 × (技術職員数値) ÷	740 + 1,686
(9)	1,900 以上 2,470 未満	62 × (技術職員数値) ÷	570 + 1,624
(10)	1,460 以上 1,900 未満	63 × (技術職員数値) ÷	440 + 1,558
(11)	1,130 以上 1,460 未満	63 × (技術職員数値) ÷	330 + 1,488
(12)	870 以上 1,130 未満	62 × (技術職員数値) ÷	260 + 1,434
(13)	670 以上 870 未満	63 × (技術職員数値) ÷	200 + 1,367
(14)	510 以上 670 未満	62 × (技術職員数値) ÷	160 + 1,318
(15)	390 以上 510 未満	63 × (技術職員数値) ÷	120 + 1,247
(16)	300 以上 390 未満	62 × (技術職員数値) ÷	90 + 1,183
(17)	230 以上 300 未満	63 × (技術職員数値) ÷	70 + 1,119
(18)	180 以上 230 未満	62 × (技術職員数値) ÷	50 + 1,040
(19)	140 以上 180 未満	62 × (技術職員数値) ÷	40 + 984
(20)	110 以上 140 未満	63 × (技術職員数値) ÷	30 + 907
(21)	85 以上 110 未満	63 × (技術職員数値) ÷	25 + 860
(22)	65 以上 85 未満	62 × (技術職員数値) ÷	20 + 810
(23)	50 以上 65 未満	62 × (技術職員数値) ÷	15 + 742
(24)	40 以上 50 未満	63 × (技術職員数値) ÷	10 + 633
(25)	30 以上 40 未満	63 × (技術職員数値) ÷	10 + 633
(26)	20 以上 30 未満	62 × (技術職員数値) ÷	10 + 636
(27)	15 以上 20 未満	63 × (技術職員数値) ÷	5 + 508
(28)	10 以上 15 未満	62 × (技術職員数値) ÷	5 + 511
(29)	5 以上 10 未満	63 × (技術職員数値) ÷	5 + 509
(30)	5 未満	62 × (技術職員数値) ÷	5 + 510

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ロ 工事種類別年間平均元請完成工事高点数

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 元請完成工事高（単位：百万円）		点 数
(1)	100,000 以上	2,865
(2)	80,000 以上 100,000 未満	$119 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	60,000 以上 80,000 未満	$145 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	50,000 以上 60,000 未満	$87 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	40,000 以上 50,000 未満	$104 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	30,000 以上 40,000 未満	$126 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	25,000 以上 30,000 未満	$76 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	20,000 以上 25,000 未満	$90 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	15,000 以上 20,000 未満	$110 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	12,000 以上 15,000 未満	$81 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	10,000 以上 12,000 未満	$63 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	8,000 以上 10,000 未満	$75 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	6,000 以上 8,000 未満	$92 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	5,000 以上 6,000 未満	$55 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	4,000 以上 5,000 未満	$66 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	3,000 以上 4,000 未満	$79 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	2,500 以上 3,000 未満	$48 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	2,000 以上 2,500 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	1,500 以上 2,000 未満	$70 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	1,200 以上 1,500 未満	$50 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	1,000 以上 1,200 未満	$41 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	800 以上 1,000 未満	$47 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 996$
(23)	600 以上 800 未満	$57 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 200,000 + 956$
(24)	500 以上 600 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 911$
(25)	400 以上 500 未満	$40 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 891$
(26)	300 以上 400 未満	$51 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 100,000 + 847$
(27)	250 以上 300 未満	$30 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 820$
(28)	200 以上 250 未満	$35 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 795$
(29)	150 以上 200 未満	$45 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 50,000 + 755$
(30)	120 以上 150 未満	$32 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 30,000 + 730$
(31)	100 以上 120 未満	$26 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 702$
(32)	80 以上 100 未満	$29 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 687$
(33)	60 以上 80 未満	$36 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 20,000 + 659$
(34)	50 以上 60 未満	$22 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 635$
(35)	40 以上 50 未満	$27 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 610$
(36)	30 以上 40 未満	$31 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 594$
(37)	25 以上 30 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 573$
(38)	20 以上 25 未満	$23 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 553$
(39)	15 以上 20 未満	$28 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 5,000 + 533$
(40)	12 以上 15 未満	$19 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 3,000 + 522$
(41)	10 以上 12 未満	$16 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 2,000 + 502$
(42)	10 未満	$341 \times (\text{年間平均元請完工高}) \div 10,000 + 241$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

5 その他の審査項目(W)

イ 労働福祉の状況(W1)

<p>〔算定式〕</p> $\text{評点}(W1) = Y_1 \times 15 - Y_2 \times 40$ <p>Y₁ : 審査項目④～⑥のうち加入又は導入しているとされたものの数 Y₂ : 審査項目①～③のうち加入していないとされたものの数</p>	<p>〔審査項目〕</p> <p>① 雇用保険 ② 健康保険 ③ 厚生年金保険 ④ 建設業退職金共済制度 ⑤ 退職一時金制度若しくは企業年金制度 ⑥ 法定外労働災害補償制度</p>
--	--

ロ 営業年数(W2)

年数	35以上	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
評点	60	58	56	54	52	50	48	46	44	42	40	38	36	34	32	30
年数	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5以下	
評点	28	26	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	0	

ハ 民事再生又は会社更生法の適用の有無(W2)

民事再生又は会社更生法の適用を申し立てた場合	- 60点
------------------------	-------

ニ 防災活動への貢献の状況(W3)

国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合	15点
-------------------------------	-----

ホ 法令遵守の状況(W4)

① 営業停止処分を受けている場合	- 30点	※審査対象事業年度内に営業停止処分と指示処分を受けている場合は、- 30点
② 指示処分を受けている場合	- 15点	

ヘ 建設業の経理の状況(W5)

① 監査の受審状況

・会計監査人の設置を行っている場合	20点
・会計参与の設置を行っている場合	10点
・経理処理の適正を確認した旨の書類が提出されている場合	2点

② 公認会計士等の数

$$(\text{公認会計士等数値}) = \text{公認会計士等の数} + \text{二級登録経理試験合格者数} \times 0.4$$

年間平均完成工事高の区分に応じて、上記数値により0～10点を配点

年間平均 完成工事高	項目 区分 評点	公認会計士等数値					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		10	8	6	4	2	0
600億円以上		13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満		8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満		4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満		2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満		1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満		0.4以上	—	—	—	—	0

へ 研究開発の状況 (W6)

研究開発費 (単位:百万円)	点数
(1) 10,000 以上	25
(2) 7,500 以上 10,000 未満	24
(3) 5,000 以上 7,500 未満	23
(4) 3,000 以上 5,000 未満	22
(5) 2,000 以上 3,000 未満	21
(6) 1,900 以上 2,000 未満	20
(7) 1,800 以上 1,900 未満	19
(8) 1,700 以上 1,800 未満	18
(9) 1,600 以上 1,700 未満	17
(10) 1,500 以上 1,600 未満	16
(11) 1,400 以上 1,500 未満	15
(12) 1,300 以上 1,400 未満	14
(13) 1,200 以上 1,300 未満	13
(14) 1,100 以上 1,200 未満	12
(15) 1,000 以上 1,100 未満	11
(16) 900 以上 1,000 未満	10
(17) 800 以上 900 未満	9
(18) 700 以上 800 未満	8
(19) 600 以上 700 未満	7
(20) 500 以上 600 未満	6
(21) 400 以上 500 未満	5
(22) 300 以上 400 未満	4
(23) 200 以上 300 未満	3
(24) 100 以上 200 未満	2
(25) 50 以上 100 未満	1
(26) 50 未満	0

ト 建設機械の所有及びリース台数 (W7)

① 加対象となる建設機械を保有している場合 1台につき1点 最高15点

チ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 (W8)

① ISO9001の登録を受けている場合 5点

② ISO14001の登録を受けている場合 5点

リ 若年技術職員の育成及び確保の状況 (W9)

① 満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合 1点

② 新たな満35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合 1点

【その他の審査項目 (W) の算定】

$$W = (W1 + W2 + W3 + W4 + W5 + W6 + W7 + W8 + W9) \times 10 \times 190 / 200$$

※評点が0に満たない場合は、0点と見なす

◎ 総合評定値 (P) の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$